



昨年11月の「第1回ソーシャルワークと成年後見制度（入門編）」に続いて、「第2回クローバーの役割と現状」の動画配信が1月に実施されました。今号は視聴されたお二人からの報告をご紹介します。また、ミニ・コラムでは「審判確定日」についての解説と新クローバー運営委員をご紹介します。

「ソーシャルワークと成年後見制度 第2回クローバーの役割と現状」を視聴して

畔上 幹夫／東京都支部

先の見えないコロナ禍で、オンライン研修を実施して頂き大変有難く思っています。

さて、今回の研修で2点ほど感じたことを述べたいと思います。一つは成年後見制度利用促進基本計画の話がありました。実際は社会福祉協議会等の中核機関が調整役となって、申立相談から後見人候補者のマッチング、関係機関や支援者の調整など地域連携ネットワークを作り、被後見人等を中心に、支援者がチームとなって関わると思います。私の担当しているケースもその通りで、チームと連携しながら関わることを実感しています。

もう一つは精神保健福祉士の受任件数が他の専門職と比べて圧倒的に少ないこと。地域の偏在も見られますが、家裁等でも精神保健福祉士の認知度が低いところもあるということでした。精神障害者の支援に一番精通している専門職として、もっとアピールしていく必要があると強く感じました。

現在、私は2名の方を受任しています。毎月1回訪問してコミュニケーションを深め、被後見人の立場に立った支援を常に模索し、少しでも生活が改善されることを目指しています。

今後、精神障害者の高齢化やそれに伴う親亡き後の問題が懸念される中、精神保健福祉士として後見業務を担う意義は大変大きいと感じています。

田中 由紀子／千葉県支部

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」に登録し、初めて受任して以降、意思決定支援を行える支援者がいてチームが成熟している場合には、後見人等が必ずしも精神保健福祉士である必要はないのではないか、と釈然としない気持ちがありました。

そんな時、本講座を視聴し、講義と質疑の中で、「主権の回復」という言葉に触れました。

人は選択肢が無い時にシニシストになったり自己責任論に走ったりしやすい、とどこかで聞きました。日々の業務の中で、「これ私のしごと？」「それは家庭の問題でしょ」「あの人が入れるのはあの施設くらいしか無い」と、もっともらしい言い訳を使って、自身の力が及ばない問題や、面倒な事柄を目の前から遠ざけたり、自分の知識の範囲内に本人をはめ込もうとしたことがあると思います。私自身は思い当たります。こうした振る舞いも、目の前の人の権利を奪っているかもしれないと考えると震える思いがします。

それとほぼ同時に、権利侵害が身近にあると気づき、そして、そもそも権利がここに有り価値あるものだという合意形成を広く図り、目には見えない権利という概念を見えるようにしていくこと、これは私達が力を発揮すべきところではないかとも思います。

冒頭の問いのはっきりとした答えは見つかっていませんが、成年後見制度や支援に関わる知識の更新に努めていくことと本人と向き合う経験を積んでいくことを通して、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身につけた精神保健福祉士が、支援の場には必要だということは分かった気がします。そして、私もその一人でありたいです。

ミニ・コラム

前号では、後見等開始の「審判日」について解説いたしました。第2回目は「審判確定日」について解説します。

「審判確定日とは？」

通常は、告知を受けてから不服の申立てをしないで、抗告できる期間（2週間）が過ぎた場合や、高等裁判所で不服申立てが認められなかった（却下や棄却）場合には後見等開始の審判が確定します。この後見等開始の審判が確定した日が審判確定日（以下、「確定日」という。）と言われるもので、審判の効力は確定日以降しか発生しません。即時抗告により高等裁判所での再審理が行われると、審判まで数カ月を要することもあります。よく「後見人の業務は審判日からおおむね2週間後から始まる」と聞くことがありますが、確定日がいつなのかは、審判をした家庭裁判所で判断するものになりますので、確認を要します。審判日以降、確定日までの間は、本人や家族・関係機関から依頼されても、財産の引継等成年後見人等の職務を行う法的権限がありませんので注意が必要です。また、仮に、審判が確定し後見等が開始されたにもかかわらず、財産管理に着手することをしないで、本人の財産が第三者から侵害を受けた場合などは、後見人等の善管注意義務違反として責任を問われる場合もあります。そのように、確定日は大変重要になりますので、後見人等に選任された場合は意識しておく必要があります。ちなみに、確定日以降は、審判をした家庭裁判所において、確定日などが記載された審判確定証明書を発行してもらうことができます。後見人の権限や身分を公的に証明する登記事項証明書は、確定日以降に家庭裁判所から東京の法務局に登録の嘱託をするなどの事務作業がありますので、発行してもらえるまでには日時を要しますが、後見等開始の審判書（謄本）と審判確定証明書をあわせて提示することにより金融機関などで手続をすることができます。

（文責：安部 裕一／クローバー運営委員）

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2021年2月28日登録者 **227名**

ブロック	人数	都道府県支部内(※)
北海道ブロック	7	北海道7
東北ブロック	14	青森1、岩手2、宮城5、秋田1、山形2、福島3
関東・甲信越ブロック	94	栃木3、群馬1、埼玉16、千葉8、東京42、神奈川17、山梨4、長野3
東海・北陸ブロック	25	岐阜3、静岡7、愛知14、三重1
近畿ブロック	21	京都2、大阪7、兵庫9、和歌山3
中国ブロック	12	鳥取1、島根1、岡山4、広島4、山口2
四国ブロック	10	徳島2、愛媛6、高知2
九州・沖縄ブロック	44	福岡18、長崎4、熊本8、大分2、宮崎1、鹿児島2、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2021年3月12日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **392件**

※クローバー開始時(2009年度)からの総数

内、正式受任 222件	
受任中 159件	受任終了 63件
北海道3、青森1、岩手1、宮城6、山形1、福島1、埼玉8、千葉1、東京49、神奈川11、長野1、岐阜1、静岡3、愛知3、大阪10、鳥取1、山口2、愛媛1、福岡21、熊本23、宮崎3、鹿児島3、沖縄5、	北海道2、宮城1、東京23、神奈川6、山梨1、静岡2、愛知1、大阪1、鳥取1、愛媛1、福岡19、熊本5、
内、受任前調整中 10件	
広島1、福岡1、熊本1、家裁外7	
内、受任不可・依頼取り下げ 160件	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2020年12月1日～2021年2月28日)

- 12/16 2020年度第4回神奈川県クローバー登録者の集い (Zoom)
- 2021年
- 1/26 2020年度第3回埼玉県クローバー登録者の集い (Zoom)
- 2/18 令和2年度家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会【中止】

クローバー運営委員の紹介 その18 熊倉 千雅さん



このたび、運営委員を拝命しました熊倉千雅と申します。

私は現在、公益社団法人東京社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ東京のセンター長をしております。

センター長としての活動や地域での実践は、成年後見制度に関する専門職としての活動が8割近く、成年後見人等として受任するだけでなく、対外的な会議や他の専門職との協議、ぱあとなあ内での活動、地元で開催される委員会などの委員にも関わらせていただいています。今の活動形態になるまでは、高齢者分野にてフルタイムで働いていたのですが、成年後見等の受任を始めるようになってからは、出会う方々は認知症高齢者だけでなく、知的障害者、精神障害者の方も増えてきました。また、非常勤ではありますが、5年ほど前から、障害者の支援センターの相談員として働いており、そこでも地域で暮らす精神障害者の方々との多くの出会いがあります。社会福祉士としては20年選手になりますが、圧倒的に精神保健福祉分野の知識が足りないという思いがあり、4年前に一念発起をし、精神保健福祉士の資格を取得いたしました。まだまだ未熟ですが、目の前にいる方の世界観を一緒に目線で見たり、感じたりすることができ、それを支援に活かせるよう日々奮闘しております。

クローバーの運営に少しでもお役に立てるよう精進してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

編集後記

年度末の忙しさにかまけているうちに、桜の開花の知らせが届きあっという間に満開に。通勤途中で見るその美しい景色でコロナ禍の鬱憤をしばし忘れられます。春の訪れは気持ちを前向きにさせてくれます。さて、今回初めて編集後記を担当することになりました。自分が運営に関わった講習会「第2回クローバーの役割と現状」の感想に感銘を受け、改めてライブで知識や情報を伝える意義を考えさせられました。今後も編集に携わる立場として、皆さまに役立つ情報やクローバー登録者の個々の声をお伝えしていければと考えております。よろしくお願いたします。(関原 育)